

令和3年3月第11回亶理町議会定例会会議録（第3号）

○ 令和3年3月8日第11回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄                      2 番 鈴木 邦彦

3 番 高野 進                        4 番 結城 喜和

5 番 安藤 美重子                  6 番 大槻 和弘

7 番 鈴木 秀一                    8 番 小野 明子

9 番 佐藤 邦彦                    10番 木村 満

11番 森 義洋                      12番 渡邊 健一

13番 澤井 俊一                    14番 佐藤 正司

15番 鈴木 高行                    16番 熊田 芳子

17番 鈴木 邦昭                    18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名）              応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）              不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 々 木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ど も 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番 木村 満議員、11番 森 義洋議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番。佐藤正司議員、登壇。

〔14番 佐藤正司君 登壇〕

14番（佐藤正司君） 14番、佐藤正司です。

初めに、あの大地震から10年を目前に、2月13日真夜中に発生した福島県沖地震で、亘理町でも震度6弱の観測をいたしました。この地震で被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、私の一般質問は、大綱2問について質問をいたします。

まず、第1問、森林環境譲与税の活用についてでございます。

平成31年度に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。これは、令和2年度以降の国の温室効果ガス排出削減の目標の達成や災害防止等を図るため、市町村に森林環境譲与税として交付されている。ちなみに、亘理町は元年度、2年度、各198万1,000円、令和3年度に399万9,000円の交付が予定されております。この活用についてお伺いいたします。

1項目、森林経営管理集積計画をどう策定するのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に合わせまして、森林経営管理法が施行されております。森林経営管理法におきましては、近年の温室効果ガス排出削減や災害防止等、森林におけます多面的機能が重要視されている中で、適切な経営や管理の確保を図るために、管理が行われていない森林を対象にしまして、市町村が仲介役となりまして、森林所有者と、意欲、能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築しまして、森林所有者に代わって適正管理を行うもので、県から配分されました譲与税をその費用に充当する制度となっております。

本法に基づきます経営管理集積計画の策定に当たりましては、対象となる森林が私有人工林で、かつ所有者より経営や権利の委託の申出があった森林であることから、所有者の意向把握が重要となります。

本町の私有人工林は約500ヘクタールございまして、現在、森林所有者に対する意向調査の準備作業としまして、基礎となる森林簿、林地台帳により所有者情報、施業履歴等の整理を行っており、また調査についても全面積で一括で行うことは難しいことから、区域割について県や森林組合等に相談しながら検討を現在しているところでございます。

次年度から一部区域の意向調査を行う予定でありまして、区域ごとに意向調査結果を反映した経営管理集積計画の策定に努めていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 意向調査の準備という段階だということですが、現状調査、その意向調査を行った後に、所有者に対して説明を行うというふうなスケジュールになっているかと思えますけれども、適切な経営管理が行われていない森林の経営

管理を林業経営者に集積・集約化によって、それができない森林の経営管理を市町村が行うことになるということが今回の譲与税に関する活用ということですが、総合発展計画では、森林の利活用促進と機能保全に努めますとあります。森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われていない、倒伐した後に植林がされないという実態が発生をしております。経営管理の権利を市町村に設定されますが、保全管理の推進をどう進める予定であるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらに関しましては、担当しております農林水産課長によりお答えさせたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今の質問のように、健全に管理されていないということに関しましても、こちらの計画策定に当たっての意向調査、こちらの調査結果を踏まえて、適正に、その中で、その現況、いろいろ調査するわけですので、その回答によって、こちらからですので、願います点、指導する点、また管理できない点を、そういうものも含めて意向調査に反映させていきたいと思っています。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） これからその具体的な内容が、取決めがされるということだと思います。

それでは、2項目めの里山トレッキングとしての整備についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの、里山トレッキングとしての整備ということでございますが、現在、里山を巡るトレッキングルートとしまして、愛宕沢から四方山までの稜線沿いに全長約6キロメートルが開設されております。本ルートは、歩きながら歴史や四季を感じることができる散策路としまして、当時、任意団体であります亙理歩好会を中心に、里山道の整備を進めまして、現在では主に亙理地区、そして吉田西部地区のまちづくり協議会とともに、ルートの保全に取り組み、町においてもその支援を行い、連携を図っているところでございます。

平成30年度におきましては、環境省プロジェクトであります「みちのく潮風トレイル」ルートにも選定され、町内外から来訪をいただいているところでございます。

町におけます森林環境譲与税の活用につきましては、制度創設の基本となります。森林の適正管理に必要な事業をまず優先させていただきたいと思っております。この森林適正の管理に必要な事業と申しますものは、境界確定のための測量であったり、過密化解消のための間伐などございますが、そのほうを優先させていただきますために、観光的要素となります既存トレッキングコースの整備や新たなルート開設などへ森林環境譲与税の充当を現在のところは考えていないということになりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 阿武隈山地、福島県の新地から太平洋沿いに阿武隈川まで、南北に続く山々を亘理地塁山地と呼ばれております。ほぼ水平に走る複数の断層によって区切られて、両側に対して相対的に隆起して、山地、台地を形成する地形のことを地塁というふうになっているわけでございますけれども、これは全国的にも珍しい里山と言われております。

亘理町から四方山272メートル、黒森山、夜討坂、鴻ノ巣峠、割山峠、箕輪峠、三門山というふうにつながっておりますけれども、その山頂からの眺望、蔵王連峰、阿武隈川、角田市の市街地、白石川と阿武隈川の合流点、岩沼市の千貫山、そして東に目を向けますと、亘理平野、太平洋を眺めることができます。

そういうことで、冬も比較的暖かいということで、阿武隈高地としてのトレッキング、歩くことができると言われております。特に、11月の紅葉から新緑のまぶしい5月頃までが登山適期と言われております。

先ほど、回答にはありましたように、山歩きサークル、亘理町歩好会が手弁当で5年の歳月の下、整備をしたということを聞いております。また、まちづくり協議会が作成した道標もありますけれども、しかし山道は、倒木、多少危険なところや、毎年、笹、下草が生えてきます。

そういうことの状況下で、山と川、里と海を時代でつなぐ町、人口交流拡大、総合戦略の中に、阿武隈高地の遊歩道周辺の魅力の掘り起こしと周辺整備が掲げられております。そういうことから、亘理、阿武隈高地の遊歩道整備をして、里山を歩きながら、亘理の豊かで美しい自然空間を楽しんでもらうためにも、年次計画で各コースに案内板や道標など、里山トレッキングとしてぜひ整備をしていただきたいと思いますと思っております。

そして、柴田町ですと里山トレッキングガイドブックを作っております。亶理町でも里山ハイキングコースガイドブックを作成して、観光と交流拡大の推進をしてはいかがかと思うところがございますが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいまのご質問にお答えしますと、確かにそういう部分で人口交流拡大を目指している亶理町でございます。

現在、この環境譲与税をまず使わなければならないところは、そちらの方を優先してさせていただきますので、あとは、ともあれ多くの方が訪れていただけるということは大変うれしいことですので、その辺は確実に実施できるよう検討していきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） 早期の検討をして、整備を望みたいと思っております。

それでは、3項目めの町有林「四季の森」。これは亶理中学校の西に「四季の森」という名称がございますが、四季が楽しめる町民の森としての整備について伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいまご質問の「四季の森」につきましては、公益的機能別施業森林として指定をされております町有林となります。

先ほど答弁しましたとおり、森林環境譲与税の用途につきましては、私有人工林が対象となることから、「四季の森」の整備などに関して、残念ながら充当することは、こちらのほうはできません。

従来より「四季の森」につきましては、林内の散策路や階段、安全柵などの補修を随時行っております。また、亶理歩好会や亶理地区まちづくり協議会のご協力も得ながら、下刈りや枝払いなどの保全管理も行っております。

しかしながら、木々の過密化により薄暗いとのこと意見もいただいておりますので、今後、森林の健全性確保のため間伐等も検討しながら、引き続き各団体と協力し、「四季の森」の保全に努めてまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） 私有林が環境譲与税の整備に充てるということになっていることから、町有林だから充当ができないということがございますけれども、森林について

は、雨水等の土壌保全機能と、温暖化ガス、二酸化炭素を吸収する、蓄積すること  
に、温暖化防止にも貢献しているということの森林でございます。また、森林の癒  
し効果についてもございます。

広葉樹を植えることで、魚の餌を増やすなど、海と山と里がうまく連携しないと、  
漁業は盛んになりません。総合発展計画の中でのSDGsのゴールにもありますが、  
簡単なことではないと思いますけれども、山は海の恋人、自然環境保全を見据えた  
漁業振興の在り方の位置づけ、これから、今からが必要かと思えます。

その意味でも、町民の憩いの場として、森林環境譲与税での整備は難しいとのこ  
とでございますけれども、町単費として「四季の森」を整備してはいかがと思いま  
す。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらは農林水産課長よりお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 先ほども町長が答弁しましたとおり、現在、各団体からたく  
さんご意見を伺っております。その都度、町単独では補修、保全等を行っております  
が、今後さらなる整備となると、町単独ではなかなか難しいのかなと。そもそも  
の「四季の森」も、当初の国の事業で整備した経緯もございますので、今後の整備  
の在り方については検討、相談しながら進めていきたいと考えております。以上で  
ございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） ぜひ、いろんな補助メニューがあると思うんですね。そういうこ  
とから、県と協議をして整備していただきたいと思えます。

「四季の森」を整備すると、皆さんも目に浮かぶと思うんですけども、春先は  
コブシの花が咲く、菜の花、桜、ヤマデマリ、次々と咲いて、夏にはホタルやトン  
ボ、虫たちが姿を見せ、秋には紅葉が園内を美しく彩ります。その名のとおり、1  
年を通して四季を楽しめる。これが名のごとく「四季の森」でございます。

また、森林セラピーというふうな、先ほど森林の癒し効果がありますけれども、  
その森林セラピーの専門の先生によれば、鬱状態の改善、精神ストレス効果に有効、  
リラックス効果と脳の鎮静化、健康増進といった効果が立証されております。

そこで、提言でございますけれども、亙理中学校の西側ということで、里山トレ

ッキングと「四季の森」を整備して、森林セラピー体験をして、リラックス効果と脳の鎮静化、健康増進といった活用を学習に取り入れてはどうかということで、教育長に伺いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それらに関しましては、教育長より答弁をさせていただきたいと思っています。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） ただいまの、議員から「四季の森」を活用した教育活動を亘理中学校で実施してはどうかというご提案をいただきまして、本当にありがとうございます。

各学校でどのような教育活動をするかについての権限は校長が、教育課程の編成は校長がその権限を持っておりますので、教育委員会から指示することはできませんけれども、ただ、そういう活用をして、こういう効果の実証されているけれどもどうだろうかという形で紹介することは可能ですので、そのような形で亘理中学校にはお話をしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 森林整備によって阿武隈高地の緑がよみがえり、里と海と人と時代がつなぐ町、総合発展計画にありますね、実現を申し上げまして、次の質問に移ります。

第2問、持続可能な行財政改革についてでございます。

人口減少や少子高齢化の対応など、多くの課題に直面しております。そうした状況の中で、町民の安全・安心な暮らしに密着した政策のさらなる充実を図るとともに、地域共生社会の実現や新型コロナウイルス対策など、新たな行政課題にも対応していく必要があります。

こうした背景の下、地方創生の取組を加速させ、新しいポストコロナ社会の創造の取組を進め、持続可能な行財政の実現を目指し、強力に推し進めることが求められております。

そこで、以下について伺います。

1項目め、新型コロナ禍での今後の財政状況についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 新型コロナウイルス感染症の拡大は、本町の財政にも大きな影響をもたらしております。国におきましては、大規模な補正予算を編成しており、それを受け、本町でも各種の新型コロナウイルス感染症対策を実施させていただいているところでございます。

その中の主な内容として、各自治体に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付をされております。本町では今年度、約4億6,000万円の交付限度額に対し、計53事業、実績見込で総額約5億円の事業を実施させていただいたところであり、これにより多額の一般財源投入を抑制できている状況でございます。

また、各種事業の中止等により事業費の削減も加わって、令和2年度におきましては、今のところ財政状況の悪化は回避できている状況でございます。

令和3年度に目を向けますと、当初予算における町税収入は6.3%の減少を見込んでおります。

こうした地方の状況を踏まえ、国の地方財政計画におきましては、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供し、そして防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、財政措置が講じられているところであります。

本町においても、普通交付税や臨時財政対策債発行額が増加をしていただける見込でありますので、町税収入の減少を補っている状況であります。

また、先ほど述べました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の令和2年度3次補正予算におきまして拡充されたところでありまして、次年度でも利用が認められる方針であることから、令和3年度におきましては約1億5,000万円が交付される見込であります。

こうした国の交付金等を最大限活用させていただきまして、今後においても新型コロナウイルス感染症対策を充実させていきたいと考えております。

以上のように、現時点においては新型コロナウイルス感染症の影響による財政悪化はすぐに表れないと考えておりますが、流行の終息するまでは先が見通せない状況でございます。そして、そのために町税の減収も続くものと思われることから、歳入確保策の充実を図るとともに、各種事業の実施に当たっては優先順位を付すなどしまして、安定した財政運営に努めていきたいと考えているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） 総務省の地方財政収支仮試算においては、税収が8.3%減、地方税の原資となる国税も減少するため、地方交付税は2.4%減、財源不足を補う交付税の代替財源である臨時財政対策債116.5%増と、前年と水準レベルを確保するために、借金に依存した内容となっております。

亘理町の令和3年度の予算を見ますと、町税で35億7,161万円、先ほど回答にありましたが、6.3%の減、地方交付税28億4,300万円、6.4%の減、財政基金繰入れ金額4億9,509万円、前年度と比較して1億344万円の増、臨時財政対策債5億2,850万円、前年度と比較して2億7,945万円の増となりまして、これらの歳入合計が118億2,500万円、対前年として13.5%減の今年度の予算編成になっております。

コロナ禍での個人の町民税2億3,983万円減、さらには地元にある企業の業績悪化等々によって法人町民税3,146万円減を筆頭に、税収が大幅に減少をしている状況であります。

加えて、コロナ禍における町税未払い、町税支払い猶予、その辺も税収の押し下げ要因になって、厳しい状況となっているかと思えます。

この状況についてどうお考えか、お伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいま佐藤議員がおっしゃいましたように、大変厳しい状況がございます。これは、来年、令和3年度だけで、それが以前のように戻るということは大変難しい状況に、これが数年は続くのではないかというふうに私は見越しておりますので、それを考えますと、今後の、先ほどの回答でもありましたけれども、各種事業の実施に当たりましては、やはり優先順位、めり張りをつけた予算を組みながら、町の運営をしていかなければならないだろうと考えているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） それでは2項目めの、これまでの行政評価と外部評価の導入についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 行政評価につきましては、事務事業等の見直しや、改善策を一定のルールの下で行うことで、必要性や効率性、そして目標達成状況等を評価し、把握ができ、政策立案や予算編成に反映することにより、円滑な行政運営を図っていく

ためのシステムでございます。

本町におきましても、平成22年まで約1,000の事業を対象に実施していましたが、あの東日本大震災の発災によりまして、復旧・復興事業に関連する事務事業の増加から、一時ストップをさせていただいているところでございます。

行政評価は、第5次亘理町総合発展計画で計画された事業をP D C Aサイクル、「P l a n」「D o」「C h e c k」「A c t」サイクルにより検証するものであることから、来年度から後期基本計画がスタートすることを鑑みまして、外部評価制度の導入も含めて検討を行っておりますが、以前とは違い、公会計制度により作成した財務諸表を活用した手法や、重要施策を選択して評価する手法等、その自治体に合ったやり方でシステムを構築する必要がありますので、本町としてよりよい手法を精査し検討した上で、行政評価並びに外部評価制度の導入を進めていきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） 地方自治法には、会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという原則がございます。各自治体の使えるお金には限度があり、やりたいことを全て実現できない以上、施策事業の優先順位をつけたり、取捨選択したり、あるいは少ない経費で効率に事業が実施できるよう経費の精査を行いながら、見込まれる収入の範囲内に支出を抑えていく。一応、内部評価の方法を今現在導入して、されていると思うんでございますけれども、抜本的な改革、客観的な観点から、第三者機関や住民の行政職員以外が実施する外部評価を導入する自治体が多くなってきております。

外部評価は、町の実施する事務事業について、外部の多様な視点から、その実施状況等の評価を行い、その事務事業における課題、改善すべき点、今後の方向性を見出すことにより、効率的、効果的な事業構造への転換や、事業手法の見直し、改善を図る際の参考となりますので、ぜひとも亘理町でも外部評価を導入していただきたいと強く要望するものでございます。一応、前向きに検討するというふうなお話でございますけれども、ぜひ来年度から検討していただきたいと思います。

この件について、ありましたら。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 先ほども申し上げましたとおり、現在、公会計制度のほうも今取り

組んでおりますので、それがある程度進み次第、今、公開制度は出していますけれども、9月決算が終わりまして、翌年でないとそれが出てこないような状況になっています。それも含めまして、それと合わせながら、皆さんが見やすい、誰でも分かりやすいような形で評価のほうも進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） まちづくり基本条例の中に、町の責務の中に、事業の評価、成果を分かりやすい形で公表することで、町民に対して透明化を図るとともに説明責任を果たすというふうになっております。そういうことから、公会計制度で見やすい予算、決算、そういうことで事業評価をして、透明化を図っていただきたいと思っております。

それでは、3項目めの「持続可能な行財政プラン」の作成についてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらは、少子高齢化の進行によりまして、人口減少時代の到来、そして社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大、行政に対する町民ニーズの高度化と多様化により、行政の果たす役割は一層重要なものとなるとともに、地方分権の進展から、町は自らの責任と判断におきまして行政運営を行うことが今まで以上に必要となっております。

また、このような時代の変化と厳しい財政状況の下、町民の視点に立った上で、よりよい公共サービスを提供していくために、簡素で効率的な、そして効果的に行財政運営を推進する必要があります。

このため、本町におきましては、これまでも行政改革を推進し、事務事業の見直し、民間委託の推進、行政組織の編成等に取り組んできましたが、将来人口の見通しを国立社会保障・人口問題研究所の推計値で見ますと、平成17年にピークを迎えた後は減少の一途をたどり、令和27年には2万2,154人になると予想されており、老朽化が進む公共施設の維持管理、増大する社会保障関連経費、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するためには、限られた財源を有効に活用しまして、従来にも増して効率的な行財政運営を推進していく必要があります。

そしてまた、民間的経営視点を導入した行財政運営を確立し、地域が主体となる社会に対応した行政体制を構築することで、町民に質の高い行政サービスを継続的に提供していくための改革が急務となっていることから、第5次亘理町行政改革

大綱並びに実施計画（アクションプラン）を国の行政改革の方針等も鑑みまして、来年度中に策定をさせていただくことで、持続可能な財政構造と質の高い行政サービスの提供、さらには町民と行政の協働体制の確立を目指しまして、持続可能な行財政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 収入に見合った歳出、これが予算の基本であり、今、税収等の大幅な減少が見込まれる中、これまでと同等の歳出規模の事業を実施していくことはもはや困難になってきているのではないかと思います。答弁にはありましたように、地域が主体になる質の高い行財政運営に向けて努力をしていくというふうなことの回答もございました。

やはり30年先も持続可能な町にするためには、先ほど、質の高い行財政運営を図ることは必要であります。その中において、新たな町民ニーズの課題、柔軟で機動性のある組織運営、これに伴う職員の意識改革と能力向上が必要ではないかと思っております。

そういうことから、持続可能な財政運営プランを策定している自治体も多くなっておりますので、来年度策定するというふうなことでございます。策定した後、先ほどちょっと申しましたように、町の責務の中において、説明責任を果たす、透明化を図るということで、特に町民のほうにも公表をしていただきたいと思います。この件についてはどうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほう、そういう形で進めてまいりますが、完成した折には、もちろん町民の皆様にも、こうやってこの町が進んでいく方針の一つでもございますので、ご理解をいただきませんと進めていくことができませんので、その辺を含めて町民の皆様には徹底してお知らせしていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） それでは4項めの、ポストコロナ社会に向けた新たな取組についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、本当に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、人々の行動が制約される中、テレワーク、オンライン教育、そしてオンライン診療等、

非対面型や非接触型での生活様式を可能とするデジタルの活用が重要視されまして、このわずか1年の間に想像もできないほど世の中が激変をしました。

そして、このデジタル社会への移行により、ワーケーションやサテライトオフィスといった、地方への移住・定住、さらには働き方の変化が注目をされております。

その一つとしまして、このようなポストコロナ社会の動向を踏まえまして、「WATARI TOWN BAY AREA CONCEPT」を示しておりますが、働く場所を選ばないクリエイターやフリーランスの方々が、自然豊かな環境の中で仕事のできる中長期的な視点により、新たな拠点整備を官民連携事業として進めておるところでございます。

また、ポストコロナ社会におきましては、デジタル化の推進のみならず、自治体のデジタルトランスフォーメーション推進計画、これはDX計画とよく最近マスコミ等でも言われておりますが、取り組む必要がございます。特に、情報システムの標準化、共通化とマイナンバーカードの普及促進、AI、RPAの利用推進などについては重要な課題でありますことから、今後の国や県の動向等を注視しまして、早急に対応できる体制づくりを担当課に指示をさせていただいたところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） コロナの感染症拡大の影響によって、人々の行動、意識、価値観が変わってきております。今、回答いただきました、デジタル化社会に向けて変革をしているということでございますけれども、ポストコロナ禍の新たな日常に、そういうことが新たに求められております。

また、構造的な問題、少子化、高齢化による労働人口の減少、生産性の縮小、この変化に対応をして、町自体が自らを改革していかなければならないと思っておりますが、この辺についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今、議員がおっしゃったとおりでございます。私たちが率先して町民の先頭に立って改革をしていかなければ、今後、本当に縮小だけをしていく町になってしまうと思います。その辺を踏まえまして、町職員、全員一丸となって改革に取り組みながら前に進んでいきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） 最後に、感染症の拡大という困難の中にあっても、新たな視点を取り入れながら果敢に挑戦をして、「また来なくなるまち・ずっと住みなくなるまちわたり」の実現により、ポストコロナ社会に向けて活力と成長のある互理町を担っていかねばならないことを申し上げ、私の一般質問を終わりにいたします。

議 長（佐藤 實君） これをもって佐藤正司議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、10時55分とします。休憩。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

議 長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番。小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1 番（小野一雄君） 1番の小野一雄であります。

私は、死亡手続におけるワンストップ化について、成人式の開催についての大綱2問について質問をいたします。

まず冒頭に、あと3日で、あのすさまじい東日本大震災から10年目になります。被災された皆様に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げておきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

死亡手続におけるワンストップ化についてであります。身近な人を失った遺族が行う手続が種々存在します。各種手続は、それぞれの関係課に赴き手続を行うのが現状であります。遺族の手続の負担を軽減し、円滑な手続を進めることが必要であると考え、次の項目について伺います。

1番目ですが、死亡届出後の関係窓口への手続の流れはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいま、死亡届出提出後の関係窓口への手続の流れということでご質問いただきましたが、死亡届提出後につきましては、火葬許可証をお渡しする際に、こちらにありますような、「死亡届出後の手続き」ということで、死亡後の役所での主な手続についてというペーパーを皆さんにお渡しして、脇に必要なものをチェックするようになっておりますが、これをお渡しして、遺族の方にご案内さ

せていただいております。

ご遺族の方は、その一覧表を持参して町民生活課へ来庁します。町民生活課でも、その一覧表を控えておりますので、その一覧表に基づきまして町民生活課での手続が終わりますと、健康推進課、福祉課など、次の手続の部署へ職員が同行し、少しでも役場内での手続が円滑に行えるように案内をさせていただいているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今、町長から、ワンペーパーの裏表のものかなと思ったんですが、これは私も窓口のほうで、手元にあります、これでありまして、町民生活課から最後の、最終が税務課になりますか、ずっと追っていきます。しかしながら、これを数えてみますと、この担当課だけで8つぐらいになるんですね。そして、あとまた、その手続の内容というものが物すごく膨大なものになっておりまして、例を挙げれば町民生活課では3種類といいますかね、その手続が必要だと。印鑑登録証明書とか本人確認の資料、運転免許証とか、住基カードとかですね。ところが、ずっと行きますと、その課によって、その3種類で済まない課も出てくるんですね。例えば、健康推進課になりますと膨大な手続の書類が出てくると。このようになっております。

こういったことで、やはり何かしらの、申請者が回らない、ワンストップ化で、ならないような方策がないものかというふうになるわけでありましてけれども、ここで、ちなみに年間に窓口で扱うこの件数といいますかね、この辺ちょっと調べてみますと、令和2年1月から12月まで382件の届出がありましたよ。それで、10年間ずっと遡ってみますと、平成23年から2年まで見ますと4,132件ということで、この間、東日本大震災の影響もありましたけれども、おおむね4,000、年間400件ぐらいになっているんですね、410件ぐらい、平均しますと。そうしますと、この1日1件、1.何倍ぐらいなるんですかね、平均しますと。その中で、この担当窓口の方々も大分大変だなと思っております。

したがって、次の項に関連しますが、新しい庁舎ができて、今までは、仮設のときは平面のところをぐるぐる回ってきたんですが、今度は1階、2階、3階、まあ3階はあんまり必要のある箇所が少ないわけでありましてけれども、上がったたり下がったりしなきゃならんというような事象があります。

この辺の亘理町の後期高齢者の人数と合わせて、年取った人が回るのが大変だなというふうに思うわけでありませけれども、まずこの関係、今度は平面から高層になったよということで、この辺、町長、どう思いますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらのほう、今のご質問ですけれども、やはり基本的には1階に主にそういう手続ができるようなものを配置させていただいておまして、多分、小野議員がおっしゃっている2階というものは上下水道課かなと思っているところでございます。その点におきましては、やはり1つの課は離れているわけですが、なかなかスペース上、そういう形で、今のような状況になっているものが実情でございます。その辺をご理解いただければと思っております。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ちょっと2番と関連がありますので、2番に入ります。（2）番です、遺族の支援コーナーを設置し、各種手続のサポート並びに支援してはどうかということではありますが、まずこの辺の考え方、お願いしたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ご遺族支援コーナーの設置のご質問について、お答えさせていただきます。

死亡届出後の手続をワンストップで行うという点につきましては、亡くなられた方の年齢や生活の状況など様々ございまして、役場以外の関係機関も含め、必要となる手続も多岐にわたることから、役場の中だけで亡くなられた方に関する全ての事務手続を完結することは難しいものと考えております。

しかしながら、役場内での各種手続の負担軽減は、町民の利便性向上にもつながるものと考えておりますので、ご遺族支援コーナーは設置しておりませんが、例えば高齢の方で役場内の移動が困難な場合におきましては、各担当課の職員が出向いて対応するなど、少しでも手続に係る時間を縮小できるように、ご遺族に寄り添った支援を現在も行っておりますので、今後ともそれを継続してまいりたいと思えます。

議員もご承知だと思いますけれども、今全てコンピューターで管理をされておりますので、その課でしか見れないこともたくさんございます。そういうことを踏まえた、今こういう形をやっていると。なるべく高齢の方が、移動が、横移動も大変

だという場合は、担当職員が町民生活課なりに出向いて、説明をして、手続を今現在行っておりますので、その辺でご理解を賜りたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 高齢者といいますか、各担当課の職員が介添えみたいにながら案内して回るんだというようなお話がありました。今、それも一つの方策なのかなと思います。いろいろ調べてみますと、最近の新聞だと、最近の新聞に載ったものが、12月13日が、これが一番、「お悔やみコーナー」設置ということで、これは地元の新聞に載ったんですが、今度、仙台市では3年度から各区にこの「お悔やみコーナー」を設置して、死亡手続の一元化を図っていくんだと。こういうふうになる模様であります。

これは、その前にもっといい記事がありまして、これは昨年の10月15日に、秋田県能代市が遺族手続のワンストップ化ということで専用窓口を10月15日に開設するんだというような記事がありました。これはなかなかいいなと思って、見ておるんですが、それで、この特徴は、この一つは、担当を、市の保健課内に窓口を設置して、職員5名で対応するんだと。それから、それぞれの個別に担当課のある、訪れる機会が必要な場合は、今、町長が言ったように、担当課職員と一緒に行って、そのサポートをしていくんだと。こんな関係。

それと、県とか保険会社とか、要は役所、役場以外の申請がありますよね、いろんな、それぞれの個人によって。それについては、役所の職員が申請書の作成とかこういったものも支援しながら住民サービスに努めていくんだと。後から触れますけれども、ハンドブックを作ったり、利用については予約制だというようなことが事細かに載っておりました。

今、仙台と能代というふうにお話ししたんですが、いろいろ調べてみますと、随分あるんですね、全国ではいっぱいあります。身近なところでは、盛岡とか、日立市とか、取手市とかあります。つくば市、それから船橋とか、前に私が調べた段階では12か所あるんですが、その中で、このお悔やみコーナーを設置したために、知っていただいたために、今まで半日かかっていた手続が40分から50分で済むようになったということで、大変、市民、利用者に大好評のようであります。

したがって、町でも、そんなに難しいことはないのではないかなと私は思います。もう少し町民側に立って、本当にワンストップで、1か所に行けば、この8つの課

の対応ができるようなシステムであれば、皆さんも、受ける側も楽ではないかなど。例えば、予約制にして、何月何日、こういうことで不幸がありました、その手続に参りますと電話を入れておけば、それは何の誰べえだというふうになれば、すぐばつと分かるわけですね、今。そういった書類を1か所に集めて対応すれば、私はすごくいいような感じがするんですが、どうですか、町長、その辺。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいま小野議員からそのようなご提言をいただきまして、ありがとうございます。今現在されている市町村もあるということですので、それも含めて、ちょっと情報を、そして、うちのほうで、情報をいただきまして、検討しながら、そちらのほうをできるかどうかをもう一度詰めてまいりたいと思います。

なお、一番大変なことは、私は、住民票とかそれよりも、一番は、そういう関係の個人情報のももありますので、それも含めまして、ぜひ考えていきたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 今、町長の話の中で、個人情報の関係がありましたけれども、確かに本当に難しい時代にしてしまったなというふうに私は思っています、はっきり言って。難しい時代にしてしまったなと。まあ、それはそれとして、決めたことは決めたことでありますから、それにのっとってやらなくちゃいかんと。ただ、できる範囲で、いい方向にやっぱり改善策を考えていくということが、町側、行政側の責務ではないかなと私は思っておりますので、その辺の取組方、よろしく願いしたいと思えます。

関連がありますので、（3）番に移りたいと思えます。死亡に伴う各種手続の案内をまとめたハンドブックを作成し、届出提出時に配付し、他の関係機関への手続の周知を図ってはどうかということでもあります。この辺の、まず考え方を願います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 現在、遺族の方へお渡しさせていただいております死亡届出後の手続を記載しました一覧表は、役場内での手続が主な内容となっており、ほかの関係機関の手続の周知はしていない状況でございます。

亡くなられた方の年齢や生活の状況は様々であります。必要となる手続も役場でご案内できる範囲以外にも多岐にわたっており、ご遺族の方の手続に対する負担は大きいものと感じております。少しでも負担軽減となるよう、ハンドブックなどについて、記載内容を十分に検討しまして、令和3年度中に作成、配付できるよう、またホームページからもダウンロードが可能となるよう、現在準備を進めさせていただいているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） これが今、手元にあるんですが、これは東京大田区のガイドブックなんだね。これを見ると、本当に勉強になりました。これはダウンロードできます。したものなんですけど、今、作成するという話であります。問題は、この他の関係機関の手続というものは、この辺が個人によっていろいろ違うわけですよ。どんなものがあるか。ちょっとここに、私は町長に聞く前に、これを読み上げてみたいと思いますが、例えば、その他の手続ということで、これは東京都大田区のガイドブックでは、固定資産税、所得税、運転免許証、パスポート、それから在留カード、外国人ですね、特別永住者証明書とか、これは外国人の住民、それからシルバーパス、これはうちの関係ないかな、厚生年金、社会保険、共済組合、簡易保険、生命保険、各金融機関、クレジットカード、不動産、水道、電気、ガス、NHK、電話、固定電話ですね、あと携帯電話、インターネット回線、サービスプロバイダー、借地、借家、森林の所有とか、こういったことが載っております。それぞれの町村によって特異性があるかと思えます。その辺を加味しながら、ぜひともいいものを作っていただきたいと申し上げておきたいと思えます。

これは、今、町長は、ダウンロードできるようにすると今お話しされましたけれども、ダウンロードできない人もいますよね。その辺の、例えば窓口においておくとか、住民に配布するとか、独居老人等に配布すれば特に有効なのかなと思えます。その辺の、ダウンロードできない人へのサービスについて、どう考えていますか。お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それに関しましては、死亡届出の手続があった場合に、そのときに配付をさせていただく予定として今考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） これは、例えばそういう不幸がありましたというときに、作って、そこに渡すと、こういうことですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そうですね、これと同じような感覚的なものを視覚的にちょっと変えて、いろんな、ほかの事務上のものも、こういうものもありますよというのを、今はこれは庁舎内だけの事務を書いておりますけれども、先ほど議員がおっしゃられました様々な、先ほどクレジットカードとか、金融機関とか、保険とか、あと社会保険、厚生年金ですか、ありましたけれども、そういうものは今、記載されておられませんので、そういうものも含めて、いろいろなものがあるということをご家族の方にご理解いただくということで、それをお渡しするという形をしたいと考えております。

事前に単身の方にそれを配ったら、反対に反感を持たれるのではないかと考えておりますので、それをご理解いただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 私、独居老人だと申し上げたんですが、要は独居老人に限らず、あらかじめ若い人というか、そういう一般家庭に配布して勉強してもらうのもいいのかなと。

この前、ある新聞を読んでいましたら、独居老人の方が、高齢者の方が亡くなってしまった、ある自治体で。預金通帳15万円、口座に残ったまま亡くなってしまった。ところが、本人が亡くなったものですから、下ろせない。それで、どういうふうにその自治体は対応したかという、それは自治体の経費で埋葬から何から全部済ませてやったんだというようなお話が、ニュースがありました。

だから、そうならないように、そういったものを防ぐためにも、事前に勉強しておいてもらったほうは、私はいいのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 先ほど申し上げましたが、まさか独居老人の方にこれを渡すということは、大変、こちらとしては失礼なことと、そのように受け止められると思いません。その家族の方が、窓口においていて、何かの来庁の折に、こういうことも必要なのかなということで、別居をされている家族の方が別な要件でいらっやって、それをお持ちいただくということは、そういうことはさせていただければなど。窓

口に、こういうことがありますよという陳列をしておく。持っていただけるように、配布できるようにしておくというところまででとどめるしかないのかなと思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 私の言葉足らずがあったのかなと思いますが、要は、町長の今思っていたようなことで、まず作って進めていただきたいなど。まずやってみるということが私は大事ではないかなと思います。

それでは、大綱2番の成人式の開催についてお伺いします。

令和3年の1月10日月曜日に予定されておりました成人式が11月21日に延期されました。この延期した要因について伺うということで、大綱で述べておきました。

この中で、1つ目は、延期した判断の基準、どういうものを基準に延期したのか、この辺をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 私から、延期をさせていただいた判断の基準、そして成人式を迎えた若者たちの心情とか、隣接自治体の動向を踏まえて、ちょっとお話をさせていただければと思っております。

令和3年の成人式の開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために、年度当初から、その開催方法について検討を重ねてきたところでございます。

昨年の7月には、これまでの式典のやり方から、午前、午後の2部制に変更し、ご来賓やご家族の式典参加の縮小、さらには出席を自粛する成人に向けたオンライン配信の準備も進めさせていただいたところでございます。

延期をした判断の基準と隣接自治体の動向についてでございますが、さきに申し上げましたとおり、早くから式典開催の在り方につきまして協議を重ねておまして、県内外の感染者の発生状況や全国自治体における成人式の持ち方などの情報を日々収集させていただいたところでございます。

県内の成人式の開催につきましては、12月18日に35市町村で初めて登米市が延期を発表しまして、その後に気仙沼市と栗原市がこれに続き、追って大崎市、加美町が延期を発表いたしました。そして、約1万1,000人が新成人となる仙台市におきましては12月22日に、会場をこれまでの屋内体育施設から屋外のサッカー施設へ変

更して開催する方針を明らかにしまして、近隣市町であります岩沼市と山元町は予定どおり実施、名取市においては、開催の最終判断を年が明けた1月4日に行う旨の確認を取っていたところでございます。

また、感染者の状況につきましては、昨年2月29日に県内で最初の感染者が確認をされ、9月以降に、日を追うごとに増加を始めまして、年末には1日、県内で50人を超える感染者が確認されるようになりまして、特に12月24日から27日にかけては、本町におきましても毎日感染者が確認される状況となったところでございます。その後、1月14日には、一番県内で多かった87人という感染者が発表されたところでございます。

さらに、プライバシー保護の配慮をする必要がありますので、詳しくは申し上げることはできませんが、関東圏から年末に帰省をした大学生が念のため、これは任意のPCR検査を受けたわけでございますが、これは仙台のほうで有料で受けられる検査場があったということで、何か東京のほうで受ける予定だったものが受けられなかったという情報もありまして、仙台に来てから受けたということでございます。無症状にもかかわらず陽性と判定されたとの情報が12月28日夕方に入ったことなどから、出席される新成人はもとより、帰省者の増加による感染拡大を心配される住民の方々の健康と安全の確保を優先に考えまして、翌29日に式典延期の判断を取らせていただきました。

一生に一度でありまして、数年ぶりに旧友との再会の機会となる成人式への出席を心待ちにしていたであろう新成人の皆様、そして晴れの日を迎えたお子様の姿を楽しみにされていたご家族の皆様のお気持ちに対しましては、ただただ申し訳なく、また、新成人を代表し実行委員として式典開催に向け準備を進められていた方々をおもんばかると、何とか開催をしたいと思うことは言うまでもありませんが、ぎりぎりまで悩んだ結果としまして、先ほど申し上げましたとおり、全町民の健康と安全を守ることを優先するという判断をさせていただいたことにつきまして、ぜひご理解を賜りたいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今、1番と2番、（1）と（2）、何か一緒に答弁をもらったような気がするんですが、それでいいのかなというふうに、ずっと町長の答弁から感じました。

そこで、町長の立場はつらいものだなということは十分分かりますけれども、ただ、この（２）番で、私は書いてあります。

（２）番、せっかくですから読み上げてみます。成人式を迎えた若者たちの心情や隣接自治体の動向を見据えたのかというふうに改めて書かせていただきました。これは単純に、何だ、亶理町だけ、仙南地区で皆、予定どおりやっているんじゃないの。延期したところはほとんど、まあ仙北というと失礼なんです、亶理から随分遠いところだねと、こういう感じを持つわけですよ。何で亶理だけ延期したんですかと問われるわけですよ。山元町もやった、岩沼も、名取も、白石も、角田も予定どおり全部やっていると。何でなんですかと。いや、亶理も当初ゼロからいろいろ始まって、今現在22名ですか、コロナ感染した人たち、こういったものが左右して、町長も大分びっくりしてそうなんだらうなというふうにはみんな思っているかもしれません。

ただ、私は残念なことは、この広報に載りましたよね、新成人、成人の日の特集。これは私、読ませてもらいました。たった4名しか載っていませんけれども、例えば、この写真に4名、男性が2人、女性が2人載っていますけれども、これは女性、着物姿でやっていますよね。そうした場合に、この写真はどうやって撮ったのかなと、写したのかなと。わざわざ、中止になったけれども、着物を着てくださいというようお願いしたのか。まず、その辺、答弁願います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 広報を担当しております企画課から、企画課長よりお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 広報の写真につきましては、わざわざその記事のために着物を着てくださいというふうには頼んではないと思うんです。今、前もって写真を撮る方もいらっしゃいますので、前撮りという形で撮る方もいらっしゃるの、写真の提供だと思えます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 何かあまりぱっとしないような、私は捉えた。要はこの写真の掲載については、例えば担当課長はあまり把握していないということの理解でいいんですか。私はそう受け止めるんですが。

私は、この写真を撮ったから悪いのではないですよ、せっかく協力していただいた方は大変だったなど。わざわざ着物を、お金がかかるわけですよ。ですから、どうせこういうふうに載せるんだったらやってほしかったなということをお願いなんです、私は、成人式を。そこなんです。お金がかかることは分かっているんですよ、延期しても。今、互理者の成人予定者数は370とか言っていましたかね、370名でいいのかな、あれで見ると。要は、今度延期して、どのくらい来るか分かりません。しかし、いずれにしてもお金がかかっているんですよ、例えばこれだけで。

したがって、例えばですよ、ある町では成人式を迎えた方々にお祝い金を出しているところがありますよね。私は、延期料ではなくても、すごい自治体だと思いますが、その辺を含めて、やっぱり本当は予定どおりやっていただきたかった。こういったお金がかかった人たちに対する礼金といいますか、お見舞いといいますか、その辺、もし考えがあれば。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員から今そういう、成人式をぜひ続行すべきだったというお話がございましたが、先ほど申し上げましたように、関東圏から帰省された大学生が、そのような状況が発生したわけでございます。それを、もし開催を続行していれば、反対に私は批判を、そのことが分かった場合に批判を浴びたと思っておりますし、私の選択に誤りはなかったと思っております。

このコロナ問題に関しまして、もし大学生が、ほかの、仙台市では、名取市もでしたけれども、首都圏からの出席は見合わせるという話がありました。それをやってまで成人式をやるべきだったのか。それとも、やはり全員参加できる状況の中で本当の成人式を延期してでもしたほうがいいのではないかと。また、もし仮に、先ほど言ったように、1月14日に宮城県では87名という一番多い感染者数を発表されたわけでございますが、その2週間前というと、やはりお正月での人の動きでございました。それを考えますと、私は、この判断で正しかったのかなというふうに今思っているところでございます。

確かに、ですから本当にその両輪という、2つをてんびんといいますか、それを考えますと、本当に新成人の皆様、そしてご家族の皆様には大変申し訳ないことであつたかもしれませんが、この成人式を続行して、仮にPCR検査を受けずにこちらにいらっしゃった方、帰省された方が、飲み会とかそういうものは控えるように

ということはもちろん、私たちからは、主催者としては話すわけでございますが、反対に、そうしますと家族内での祝いとか飲食というものが増えるだろうと思っておりました。その場合は反対に、一番かかりやすい、そして重症化しやすい、3世代のご家族もいっぱいいらっしゃるので、そういう方々に反対にご迷惑がかかるのではないかと、そういうところまで考えまして、中止の判断をしましたので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） お金の話。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在のところ、この件に関しましていろいろと、町に1件の問合せが来ているところでございますが、このリースに関しましては、11月にするという事で、多分リース料のキャンセル料とかは発生していないように思われております。着付け代とかそういうものはあるかもしれませんが、その辺はぜひそちらでご理解を、現在は町としては、こちらに関しましてはお支払いする方針ではないということをご理解賜りたいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 町長は、考えに誤りがなかったというような答弁をいただきました。

成人式、せっかくですから、ちょっと勉強がてら成人式について。法律の改正がありまして、平成11年、1999年までは成人式は1月15日だった、ずっとね。これが、ハッピーマンデー制度を導入しようということで、1月の第2月曜日となったわけでありまして、この成人式の由来というものが、昔の元服式が成人式の由来とされておりますけれども、こういったものがあるということでありました。

それで、今、町長の答弁の中で、コロナ禍の中で、いろいろ悩みに悩んで延期の決断をしたんだというふうに私は理解したんですが、（348字削除）

ですから、やって、苦情がいろいろあったとするよりも、やらないで苦情があったとするよりも、やって、多少の失敗があっても、やってよかったというふうに、政策を実行するべきではなかったかなと私は思うんですが、どうですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまそのようなご意見といたしますか、お話をいただいたわけでございますが、走るほうが私は簡単だと思っています。引くほうが大変だった。こ

の件に関しましては、多分そのままやっていたほうが楽だったろうなと私は思っております。そういう引くという勇気のほうが、もっとその10倍以上大変だったと私は決断するときそう考えました。

それと、余談というとおかしくなりますが、1月8日だったと記憶をしておりますが、仙南、亘理の長会の各仙南9町長が集まった会合が大河原の事務所で行われました。そのときに、ほかの町長からは、実は、やはり中止を逃してしまったという声が、中止をする決断をほかの町長が逃してしまった。今となつては、やる数日前には私のほうに、逃してしまったけれども、おまえはよく29日で決断できたなというふうに、こういうことがあったからですという話はしましたけれども、そのような話を受けておりますし、本当はやりたくないという、実は1月8日の時点、数日前の時点では、ほかの市町村の町長はそういう気持ちに変わっておりました。

ですから、私はそれも含めて、今回の私の判断に対してはご理解を賜りたいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 町長、首長の判断について、今ちょっと議論になりました。

これはNHKのテレビで1月31日の夜9時半から、自治体のリーダーについてという何かあったんですよ、たまたま見ました。茨城県の茂木町、ご存じですか、私もよく分かりませんが、ちょっと。それで、この茂木町で、政府から、これは成人式ではないです、学校の休校要請があったと。その町長、古口さんというんですが、古口達也町長ですね、このコロナ対策について自治体のリーダーということであつたんですが、政府から休校しなさいと通達が出ましたよね、前年の年でありました。そのときに、この古口町長は、政府は休ませろと言っているんだけど、うちの町は、この町というものは人口1万1,600人、4,470世帯、これは20年の1月1日現在で。うちの町は、政府の人たちが見ているような町ではないんだと。この町のことは、私が、町長が一番知っているからということで休ませなかった。学校に呼んだほうが生徒は安全なんだというような、いろいろあったようであります。この休ませないに至る経緯。このときには、議会ともいろいろ相談をして、教育委員会、議会とも相談をしたと。ということで、テレビでやったんですよ。録画するの忘れたなと思っていたんですが、ただ記憶に残っておいたので、今お話し申し上げました。

やっぱり、そういう決断が私は、隣の町も要因として大事なんですよ、やっぱりね、同じ条件の町があるわけですから。あとは、亶理町独自の、町の状況、こういったことをもって、その決断をするものが町長だろうなと私は思うんですが、まあ、そうやっているというふうに答えるかも分かりませんが、そう思っています。

では、私の考えについて。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） すみません。今ちょっと、仙南で延期をしたところは亶理町だけ。

それが独自の判断でございますので。それが、学校の、国からの件の、その先ほど言われた茨城の町も独自の判断。独自の判断で結構なことだと思いますが。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） それと、もう一つ大事なことをね。やっぱり議会、何のためにあるんだということなんですよ、議会。亶理町議会というものはあるんですよ。議会との相談もあってはしかるべきではないかなと思います、私は。

それで、この前、当亶理町の全員協議会が先月の25日開催されました。2.13の被害、震度6強の地震被害について、いろいろ議論しました。ある議員から、瓦落っこちた、捨て場はどうするんだというような意見が出ました。これは議員側から出たんですね、例えば。本来であれば、よその自治体のように、こういった地震被害があった、発生したと。速やかに町としての対策、対応というものはあってしかるべきなんです。それは、措置は大変ですから、やっぱり執行部だけでは抜けている部分がある。やっぱりいろんな人の意見、いろんな人のもの見方は違うわけですから、やっぱり議会側の意見を聞いてみるということが、もう私は必要でないかなと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この話を戻しますと、この新型コロナウイルスにより成人式の延期に関しましては、12月28日の夕方、つまり御用納めのときに、終わった後に、御用納めといいます、5時15分まで普通に仕事で、その後に私のほうは聞いた事柄でございます。

29日に、とにかくこれをすぐ発表して、やっていかなければ、中止と判断をしましたので、これを発表しませんが、皆さんにご迷惑をかける。経済的には、商店と、この貸し業者とかは30日までは営業をされているところが多いと認識をしております。

したので、なるべくそこまで急いで、すぐ決断をしたので、それをそういうふう  
にすぐやろうということで、すぐ29日の午後に決断をしまして、そういう話をすぐ出  
しました。

それによって、30日の朝刊にもそれが掲載をされたと思いますが、そのような中  
で、緊急的にこの案件に関しましてはそうさせていただきます。

時間的余裕があれば、今後とも議員の皆様からのご指導を賜りたいと思いますが、  
今回の件に関しては緊急的にさせていただいたということでご理解いただきたいと  
思います。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 3番に入ります。国民の祝日である成人の日に成人式を行うこと  
により、みんなでお祝いすべきであると。今後、成人式は延期すべきではないと考  
えておりますが、町長の考えはどうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちら成人式は、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとす  
る青年をお祝い、励ますという趣旨の下に、成人式は昭和24年から1月15日に指定  
された祝日であります。ほとんどの自治体でこの日に成人式が行われるようになっ  
たようでございます。平成12年より、先ほど小野議員からも話がありましたが、成  
人の日が1月第2月曜日に移動となったことから、本町では式典出席のために帰省  
する新成人に配慮し、前日の日曜日に式典を開催してまいりました。地域によって  
成人式の開催日はそれぞれのようにございますが、いずれにしても、各自治体  
が町を挙げて新成人をお祝いする日であり、それは帰省して式典に参加する新成人  
を含めた全ての新成人を心から迎え、祝福する日であると考えております。

今回、他自治体において、県外からの出席者を控えてほしい旨の呼びかけを行っ  
たことが物議を醸したように、住民の方々が心配されるような状況下の中におきま  
して、無理に式典を開催するのではなく、お帰りなさい、そして成人おめでとうと、  
誰でも思える成人式であってほしいと思っております。

今後の成人式につきましては、今回のような感染症の世界的蔓延や自然災害の発  
生など、その開催が困難な状況となることもあろうかと思っております。もちろん開催に  
向け、あらゆる策を講じ、できる限り延期とにならないよう努める所存ではございま  
すが、それでもなお延期という選択が避けられない状況になった場合には、改めて

住民の皆様に対しましてご理解いただけるよう誠心誠意説明させていただき、式の在り方を考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 成人式の考え、今、説明を受けました。改めて、ここに国民の祝日と書かせていただいた、私。この国民の祝日に関する法律、これはいいことが書いてあるんですよ。第1条だけちょっと読んでみますが、自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築き上げるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、または記念する日を定め、これを国民の日と名づけるということで、第2条に、いろいろ15項目の国民の祝日が列記されて、2項めに成人の日、1月の第2月曜日、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますと、こう書いてあるんですね、まあご存じだと思います。

要は私は、日本は法治国家だと。法律で決めたことを簡単にそっちにやったり、こっちに来たり、やっては駄目だと私は思っています、個人的に。したがって、これは簡単に動かすものでないと思っております。

さっき、ここで聞きたいことが、私、町長は、この成人式を延期して、失敗だと後悔していませんかと本当は聞きたかった、ここで。でも、さっき、何とかと言いましたよね、もう一回お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 私の決断に間違いはなかったと思っております。もちろん、そのような中で、皆さんに、町民みんなが新成人を祝福できるような状況の中で成人式を行いたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 失敗は最高の宝だということをね、1週間前ですよ、NHKのテレビから、私の大好きな笑福亭鶴瓶さんが言っていた、テレビの中で。あの人は二十数年ある番組をやって、初めて涙を流したと、こういうシーンがありまして、それは、そのときに出た言葉だったんですね。鶴瓶さんが言っていた。失敗は最高の宝だと。これは何かというふうにこれから勉強しますけれども。

要は、間もなく東京オリンピックが開催されます。私は、オリンピックのたびに、一本でも日の丸の旗が表彰台に掲揚されればいいなと思っております。そういったこ

とで、国民の祝日にはみんなで国旗を、日の丸を揚げてお祝いしてやりたいものだと思います。

こういったことを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、午後 1 時といたします。休憩。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番。鈴木高行議員、登壇。

〔15番 鈴木高行君 登壇〕

15番（鈴木高行君） 15番、鈴木高行です。

通告順に従って質問をいたしますので、よろしくお願いします。

1 問目、東日本大震災により被災した土地、建物の課税について。

東日本大震災から10年の月日がたつ。亙理町は大津波により306人の犠牲者をはじめ、各方面に大きな被害を受けた。その後の状況から、現在では大きく変わっております。家を再建して元に戻った方、転出した方、公営住宅に入居した方など、生活基盤に大きな変化があり、特に荒浜地区、吉田東部地区に多く見られた。

そこで、10年経過後の土地、建物の課税制度はどのようになるのか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 東日本大震災で被害を受けられた土地及び家屋については、地方税法附則第56条に基づき、様々な特例が適用をされております。その一つが、被災代替の特例でありまして、土地に関しましては、令和3年3月31日までに、東日本大震災により滅失、損壊した住宅の用地に代わる土地を取得した場合、従来の土地面積相当分につきまして、本来、建物が建っている場合のみ適用になります住宅用地の軽減措置が取得後3年間は、建物が建っていなくても住宅用地とみなし、固定資産税、都市計画税が軽減されるものでございます。

家屋に関しましては、令和3年3月31日までに、東日本大震災による滅失、損壊した家屋に代わる家屋を取得した場合、被災家屋の床面積相当分につきまして、税額を最初の4年間は2分の1、その後2年間は3分の1軽減するものであります。

これらの特例措置につきましては、令和3年度税制改正大綱にて期限が令和8年3月31日まで5年間延長されることが示され、令和3年度、地方税法改正後に、本町におきましても条例を改正し、措置を延長する予定であります。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今、町長から言われて、前の10年間の特例措置が今後5年間延長になるというような国の方針で、町もやるというような話ですけれども、大変ありがたい話だと思います。被災された方々は、多分その当時、10年たったら元の土地は課税標準額でなくて、評価額課税で行われるというような認識を持っていたと思います。その辺の今の5年間の延長になるというもの、もう3月ですけれども、個人の通知で、個人宛てに送って周知するのか、それとも、どのような方法で周知する予定でいるか、ちょっと伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その内容につきましては、税務課長よりお答えさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまの制度の説明についてでございますが、最初に、制度が制定されました平成24年度には対象者に通知するとともに、ホームページとか町広報紙で周知したところございまして、今回も期限が延長されるということで、対象者に対して通知するとともに、あと令和3年度においてホームページや町広報紙において周知したいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） ちょっと聞き取れなかったんですけども、前の10年の分は24年に周知して、皆さんにお知らせしたと。今度の分は、今からやるんだということですか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 今度の措置の延長につきましては、令和4年度分からになりますので、令和3年度中に行いたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 令和5年から5年まで延長するということか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 令和4年度から令和8年度までになります。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 令和4年度から令和8年度まで5年間延長になる。これを3年度に対象者に通知するということになるんですか、確認しますけれども。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいま議員のおっしゃったとおりでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） そうすると、例えば延長されて、軽減措置されることはいいんですけれども、軽減の中身で、例を取ればだよ、一般的な住宅、150坪の土地があるとする。それが、この軽減、5年間延長されなくて、評価額課税になった場合、どのぐらいの差が出るか、ちょっと計算してきたかな。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 住宅用地の特例制度につきましては、住宅が建っている土地につきましては、税金を計算する際の課税標準額が、200平米までは6分の1、200平米を超える分については3分の1となるものでございまして、仮に、今、議員おっしゃられた150坪、500平米の土地程度であれば、評価額が仮に5,000円であるとすれば、大体、年税額が約1万2,000円ほどの税額が、特例が外れた場合は2万8,000円程度、2.3倍程度になるということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かに、課税標準額と評価額課税とでは大分違う、その住宅部分、建っている部分、3分の1、6分の1の軽減措置が受けられるのと受けられないのでは相当違うので、被災した方々は5年間また一安心というような形になると思うんですね。それは大変結構なことだと思います。

今度、被災宅地についてちょっと伺いますけれども、被災宅地の評価額、これは多分3年ごとに評価替えがされる。それは、そうした場合、その評価替えには、国の公示価格、県の価格かな、県の地価評価額、そして不動産鑑定士を入れて評価するんですけれども、時点修正をしているというような形で評価額を決めていると思います。

しかし今度、令和3年度に多分評価替えの年だと思います。我々、一般的に考えた場合、浸水区域の土地の評価、住宅地であれ耕作地であれ、その評価の仕方なんですけれども、浸水したという一つの過程が残っていれば、評価に相当影響する。

実際に売買、実例価格からいっても、今、田んぼのことで言うと、30万円、40万円で売買されていると。亘理町がああ当時、将来見込宅地、幾らで買ったと思う。2,000万円で買っているんですよね。多いところは2,300万円ぐらいのもあったと思います。そういう田んぼと、今、比較すると、何倍、何十倍の差がある。30万円で実例価格、実際価格で売買されているわけだ。

だから、時点修正というものは、どのような形をもって時点修正をしていくのか。それを伺います。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 被災浸水区域の評価につきましては、平成21年度、震災前の評価額と比較しまして、平成24年の評価額え時点では、約、大体、四十数%から70%程度になっております。その後、時点修正については、その評価額を基に時点修正させているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 震災後の土地、浸水した土地ね、それが本当に適正な価格で評価されていたかということが元に戻るんだけど、その時点で、そんなに高い評価があったかといえば、被災、浸水しない土地と浸水した土地の差というのは歴然としているわけだ。実際に買う人の身になって、売買価格がそのように差がついているわけだ。

だから、思い切って時点修正するときは、浸水区域の土地であれば、それなりの減額補正、減額した単価で評価額をつけなければならないと思う。それをやっていなかったと思うんです。多分、浸水した土地は、今でも多分あまり買う人もいない。買う人はぼちぼちいるけれども、手をつけられないというような状況だと思います。

私、昨日、ちょっと調査含めて荒浜を見てきたんです。荒浜の阿部工務店のビルのところから、荒浜の旧市街地を見てきたけれども、ぼさぼさで手をつけられていないような状態であると。あの土地を見たら、誰も買う人はいないと思う。

だから、ああいう土地をまともな評価額で評価しているということは、これはいかがなものかと思う。幾ら70、49の時点修正をしていると言っても、持っている人にしてみれば、売れない、売りにたくても売れない、買ってくれる人がいないから。それにまともな評価額というか、まともではないかもしれないけれども、評価額をつけて出しているということは、課税のやり方としてはあまりきついのではないか

なというような気もします。その点について、どういう考えを持っているか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 先ほどもお話ししたとおり、震災後にも不動産鑑定の方を入れまして、浸水区域については、その価格について反映させているところがございますので、先ほど言ったとおり、四十数%から七十数%、浸水区域によって評価額は変わっているということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） なら今回、評価替えの時期だ、令和3年度ね。そういう評価替えの時期に、以前はこうだったかもしれないけれども、そういう水をかぶった土地の分は、もうそれなりの評価をぐっと下げるとか、不動産鑑定士が何言おうと、やっぱり実際に水をかぶった土地なので、実例的には、購入する人、売買成立しないと。そういう土地なんだから、それなりの評価額をつけるように、今回の評価替えでやる予定はないですかね。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 震災後の評価につきましては、平成24年度にこちらのほうを評価させていただいておりますので、その評価を基に、現時点での実例売買価格等、あと交通接近状況や、あと街路状況などを踏まえた不動産鑑定を入れて、行っているところでありますので、遡っての評価の見直しは行う予定ではございません。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） そういうふうに言われると、行政側の事務方だから、そう簡単に上げたり下げたりはできないということは分かります。けれども、実際の売り買いの状況を見て、この宅地がそれだけの値打ちがあるものかと。そういう見方をするのが、やっぱり行政側としても、所有者側に対しての、まあ思いやりとは言わないけれども、相当の手を加えるというような形になると思うんですね。実際、この方々は集合住宅に入っていたり、もうほかに転出していたり、もしかして亡くなっている方もいます。そういう人に課税するんだから、そういう恩典というものがあっても、町としてはいいのではないかなと私は思うんです。それをやるかやらないかはまた別だけれども、やったら喜ぶしね。まあ、3年か5年間は経年減点補正とかいろいろやって、今のを維持すると言うけれども、もともとそれは延期であって、土

地の評価そのものを変えると。汚染土とは言わないけれども、浸水した土地だということ、皆さんがそういうふうに、世間の目、鑑定士はどう見ているか分からないけれども、そういうふうな目で見ているので、路線価でも何でもね。やっぱり現状も見て、本当に役場で見ているくらいの評価のある土地なのかと、そういうふうに考えている、みんなは。

その辺よく考えて、町長もいろいろ、多分今度、評価替えの年だと思いますから、その辺の思い切った土地の、本来のこの評価額は幾らだと、亶理町で判断した評価の土地に時点修正として考えていただきたいなと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今、鈴木議員から、被災者のほうに寄り添ったような評価をすべきではないかという話をいただきました。ただ、その使われている土地、特に事業などで使っている土地の場合、銀行からの借入れとかがありますと、どうしても担保という部分もあります。そうすると、評価が下がると担保価値が下がるということで、反対に困ってくる方もいらっしゃるのではないかと。その辺も見極めながら、いろいろと考えて、今後検討していきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） では、2点目に入ります。住宅用地として使用されてきた土地は、見てきた限り、土台だけのところもあるし、塀が残っているだけのところもあるし、手つかずのところもある。また、リフォームして立派になっているところもある。このような形でまず残っていますけれども、そのリフォームした、リフォームと、あともう一つは耐震補強かな、耐震補強とか等をした場合、私のところにも通知が来たんですけども、東日本大震災により被害を受けた家屋、これで現在、固定資産税評価基準に基づき罹災判定ごとに家屋の損耗減価率を適用している家屋に関して、震災から10年を迎えることから、修繕状況を届けていただき、評価の見直しを実施すると。そして、今後も現地調査をして、使用状況に基づき評価を見直しするというような形の文章。これはどういうことか、私はちょっと理解できなかった。

要するに、被災した家屋を直した、直さない、そして直したのであれば、それを再評価すると。すると、再評価すれば評価額が上がる。再建築費に近づいていくと。それをもって課税するのかなという判断をしたのね。そういう通知で、これはないのかという。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 本町におけます住宅用地の評価は、ほぼ全域で路線価評価方式を採用させていただいております。路線価は、街路につけられた価格のことでありまして、その街路に接する標準的な宅地の1平米当たりの価格をいいます。主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格などを基にして求められておりまして、その他の街路の路線価は、この主要な街路の路線価を基にしまして、幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。住宅用地の価格、評価額は、この路線価を基にして、それぞれの宅地の状況、奥行き、間口、形状などに応じ求められております。

また、不動産鑑定士による鑑定評価は、本町では、先ほどからお話をさせていただいているように、3年に一度の評価替え時に加えて、時点修正鑑定（毎年7月1日現在）も行い、現況の把握に努めているところでございます。

震災後の平成24年度評価替えにおきまして、沿岸部では以前と比較して路線価が大幅に下落し、その鑑定評価は住宅用地の評価額にも反映をしております。

なお、住宅用地に関しましては、被災住宅用地の特例が適用されておりまして、これは東日本大震災により滅失、損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）につきまして、被災後10年分の、平成24年分から令和3年分は、住宅が建っていないでも住宅用地とみなす特例でございます。住宅用地の場合は、固定資産税、都市計画税が軽減されるもので、この特例に関しましては、令和3年度税制改正大綱にて期限が令和8年度まで5年間延長されることが示され、令和3年度地方税法改正後に本町でも条例を改正し、措置を延長する予定でおります。

制度の説明については、制度が制定された平成24年度に対象者に通知するとともに、ホームページや町広報紙において周知をしたところでありますが、今回、期限が延長されていることについても対象者に通知するとともに、ホームページや町広報紙において周知したいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今、24年から令和3年までは特例で軽減措置が設けられていたと。それ以降は、5年間は軽減措置がまだ継続になると言うけれども、5年間、軽減措置であって、土台となる評価額が軽減になるわけではない。だから、もともと所有

者からすれば、軽減措置という扱いではなくて、基礎となる評価額が下がれば、軽減措置を受けなくても安くなるかもしれない。

だから、基礎となる評価額を見直さない限り、軽減措置とか減免とか、いろんな省令とか何とか、そういうものでやられるんであって、やっぱり本町とすれば、この軽減措置があってもなくても、元となる土地はこれこれの評価しかないんだよと、そういうものの基準を設定しておかないと、いつまでたっても、この措置があるわけではないし、そのときに、あとまた、がたっと高くなって、相続していただけなくなって、誰払うんだとか、そういうことになるけれども。

実際、後の質問で、2問目で言うけれども、荒浜の地区、あの土地などというのはかわいそうなものだと思います。ああいう土地に評価額が、まともな評価額をつけられて、軽減措置はされてはいるけれども、課税対象として、その評価額なりのものを見られているという事態が、私は、かわいそうだな、もうちょっと亘理町の評価額というものは下げてもいいものだなと思うんだけどね。

そういう考えで、町長は今、答弁、R8年まで延びると、そういう措置はしているけれども、将来的にはやっぱり、あるもの、どこだって売買するときは、その地価の評価というものはどの程度だというのはみんな見定めて売買するんであって、税金だけが、あったものが高くあって、ただそれを軽減措置していると。そういうことでは意味がない、持っている人からすれば。そういう考えにはならないですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その土地の、その皆様がどのように、お持ちの方が活用を今後考えるかによって大分変わってくると思います。その場合、やはり長い、長期間スパンでその土地を持っていたいという住民の方であれば、やはり評価は下げてください、下げて、それだけ固定資産税を払うのを減額したいと、都市計画税を減額したいというのは、そういう考えをお持ちの方もたくさんいらっしゃると思っておりますが、その反対に、やはりその被災した土地の隣をどうするのか、全部を下げてしまうのか、その辺も含めて、先ほど申し上げましたように、事業をしている方が金融機関からの融資等において、そこを担保に入れている場合、そうすると、また担保をそれ以外に出せというふうに言われてもなかなか大変だとか、そういうこともあるかもしれません。

その辺も含めて、その辺を精査しながら、今後の固定資産税のための評価に関し

て考えていきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 土地の評価はこれぐらいにします。いずれ、本来の土地の持っている、その土地の素質みたいなものです、本当ね。この土地はこれぐらいの土地しかないんだと、それに応分なものを期待しても、期待外れになるということで、それに課税するというのはおかしいものだと私は思っております。

では、次に移って、建物の分で通知が来たので、その質問をします。耐震補強、それともリフォーム等をした場合、調査に行きますという文書が来たけれども、調査に来て、再建築費に近づける、0.9、コンマ補正すると言うけれども、その文書の内容がちょっと私には理解できない。何でこの文書をよこしたかと。災害家屋にだけ、再建築、リフォームした場合、調査に来るよと。実際に来た、来ないかわからないですけども、来たかもしれないかわからないんですが、どういう意味のこの文書なんですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今回のこの文書といいますか、この家屋の評価につきましては、対象家屋と同一のものを新築した場合にかかる再建築費を基準として評価をさせていただいております。

具体的には、家屋調査により確認した家屋を固定資産評価基準に当てはめて、再建築価格を算出しまして、経年減点補正率を乗じることで評価額を算定しております。

ただし、特別な場合のみ、経年減点補正率に加えまして、損耗減点補正率を乗じることが規定されておまして、本町では平成23年度に総務省通知にて損耗減点補正率が示されたことを受けまして、東日本大震災により著しい被害を受けた家屋につきましては、罹災証明書の被害程度に応じ、損耗減点補正率を適用しております。

補正率は、全壊で0.4、大規模半壊で0.55、半壊で0.75を適用しております。なお、修繕を終えた建物につきましては補正率を1.0に戻すことになっておりますが、本町においては1.0には戻さず、0.9の補正率を適用しております。

また、リフォームについては、増築された場合は、増築分については新たな評価の対象となりますが、主体構造部分の取替えなどの大規模な改築以外の通常の維持補修の範囲内、壁の塗り替えや風呂、トイレの取替え等の小規模な改築に関しまし

ては、新たに再評価は行っていない状況になっています。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今、災害家屋にだけ再調査するというような話で、普通の一般のリフォームについては調査しないという話だと思います。それで、災害については最高0.9まで経年減点補正する。あとは、半壊とあれば0.75とか0.45の話だと。何で災害家屋だけが調査の対象になって、一般住宅のリフォームは調査の対象にならないのか。幾らだって、一般住宅でリフォームして立派なものになっているのがあるのね。何で災害家屋だけが対象になって調査するんだ。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらのほうは税務課長よりお答えさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまのご質問であります。リフォームについては、基本的には再評価はしておらず、先ほど、損耗減点補正率が入っているものについては、これは東日本大震災で被害を受けた建物について、特別な補正率が地方税法で定められて、入っているものでございまして、これについては、修繕が終えたものについて、その補正率を外すだけであって、新たにリフォームした部分を再評価しているものではないということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 災害のもの、経年減点補正したものを再調査して、一般のリフォームは再調査しないと。何でそういう区別が出てくるんですか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 経年減点補正率ではなくて、経年減点補正率とは別に、損耗補正率というものがこれは入っております。これは東日本大震災で損害を受けた建物についてのみ適用となっているもので、これが今回、修繕を終えたものについては外して、特別に亘理町においては0.9を入れるというものでございますので、東日本大震災で被害があった建物以外のものについても再評価はしないということでございます。リフォームについては。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 分かりました、今。損耗減点補正というものは、被災建物のことに対象にしたわけだね。マックスでも0.9だと。0.75、0.45もあると。だから、これ

らが耐震補強、それともリフォームしても0.9しか行かないよということなんですね。だったら、建物が少し、被害は受けなかったけれども、古くなって、ちょっとやばいなというような建物だから、じゃありフォームしようと。リフォームして、見違えるような建物になったら、それらだって被害のあった建物の、何ぼ0.9でマックスで止められると言われても、その方々だって、1回調査すれば、もうちょっといいので、0.9以上は出てこないだろうけれども、調査対象になるのではないのかな。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） リフォームしたものについては、その部分は再評価の対象とはしておりませんので。震災で被害を受けた建物については、震災前の評価額が継続されて、それから経年減点補正率はそのまま適用となって、そのほかに損耗補正率のほうも入っているという状況でありますので、新たに評価しているというものはございません。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 分かりました。では、別に移ります。

2問目に移ります。荒浜地区市街地の再生と吉田東部地区の町並み形成について質問いたします。

私は、平成27年にも同じような質問をしております。荒浜地区の再生について質問というようなことで、当時の町長は、小学校、中学校、地区交流センター等、公共施設ができたので、中心市街地は高層マンションの誘致を視野に入れていると答弁しております。私は一瞬、耳を疑ったんですけれども、荒浜に高層マンション、そんなもの建つわけねえなと思いが、耳を疑いました。それが議事録に載っています。

公共施設や都市計画街路、鳥の海周辺の漁港等、商業施設が整備されても、町並みが形成されず、地盤高はばらばら、宅地は草むらであり、これでは住みよい町並みとは言えない、今の現状では。まず、土地も個人所有で、土地の形成はまとまらないと思います、個人所有では。コンパクトなまちの形成には、町が中に入り、地域の方々や所有者、地区協議会と情報交換をする機会を設けて、現在の荒浜の旧市街地をどうしようかというふうに思うんですけれども、町長は今の現状をどう考えておりますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 東日本大震災から今週木曜日で10年を迎えるわけですが、そのような節目を迎えまして、これまで「安全・安心、元気のあるまち亙理」を基本理念としまして、亙理町震災復興計画に基づきまして、町の再生と発展を目指し、町民が安全で安心に暮らし働くことのできるまちづくりに取り組んでまいりました。

荒浜地区におきましては、わたり温泉鳥の海や鳥の海公園、きずなぼーとわたり、にぎわい回廊商店街などの復旧・復興などのハード事業や、はらこめしスタンプラリーの実施や自転車観光推進事業などのソフト事業にも取り組み、観光客につきましては、震災以前の観光客数に戻ってきているところでございます。荒浜海水浴場の再開につきましては、コロナ禍で本年度は開催はできませんでしたが、今後も観光客の集客に努力と期待をしたいと考えております。

議員のご質問にあります、荒浜地区の災害危険区域以外の従前の町並みにつきましては、東日本大震災の関連が大きいわけですが、基礎や土留めが残っている空き地が点在し、雑草が繁茂し、景観を損なっております。そのような土地が多く見受けられるわけですが、基礎や土留めについては、個人の財産でありまして、所有者の意思により残っているものと解釈しておりますので、町が改めて撤去をすることはありませんが、震災から10年を経過し、高齢化や人口減少が進行している中で、所有する空き地の活用について意向を確認し、売却や賃貸を希望する方がいれば、その情報を共有できる空き地バンクのような制度を活用できないか、検討してまいりたいと思っております。

これにより、観光等で亙理町に訪れ、興味を持った方が定住を検討する場合の情報取得に役立てていけるのではないかと考えております。

今後は、亙理町の多くの観光資源や地域資源を活用した事業を検討し、新たな観光エリアを創出し、住んでみたいまちづくりを展開し、新たな定住者確保に努めてまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 町長も現場を見て、大体、荒浜の今の現状というものは、本当にこれでは困ると、多分痛感していると思います。以前はああでなかった、そこは全部、まち、建物が建っていたところですね。

ちょっと東松島の例を紹介しますと、まちづくりには必ず計画をつくる、地域づ

くり。でなければ、人が向いてくれない、計画がないところには。人は目を向けないよと。住民がいなくなれば、税金は入ってこないんだと。そこで、団地造成をしました。団地造成をして、そこに家を建てた人には、土地の借地料、30年間無料で土地を貸しますと。そういう政策を取っているんです。

そういうまちづくりを少しずつやっていくと、人が寄ってくると。そうすれば、いろいろな商業施設や病院や、そういうものも自然と寄ってくると。

やっぱり計画あって、それに町が入って、土地をどうにか活用するためには、いろいろ、民間を入れれば、いろいろなアイデアとか、いろんなものは出てくると思いますけれども、民間で手っ取り早いとすれば、土地区画整理事業とかそういうものもありますけれども、だから、大規模、そこを全部やるのではなくて、やっぱり5ヘクタール、6ヘクタールの土地区画整理をやってみて、そこに集めてみるとか、そうすれば皆さんが注目して、家を建てて、若い人でも入ってくる。学校もあのおりでなくなるとか。

そういう面では、やっぱり地域の、まちづくりの計画を立てるということが先決で、その計画にはやっぱり地元の方々とか行政とかいろいろ、アドバイザーもいますし、そういうのを入れて、あのままの現状で10年もほっておいたんだから、もうたくさんだというのが、あの辺の所有者の意見なので。行政側がやっぱり何かにか手を差し伸べてやると、少しは、寄り合いのような形から始まって、組合みたくなっていて、あわよくば区画整理組合のようなものを設立できるかもしれないし、やっぱり人寄せするためには何かの計画がないと、その目を向けられないんですね。そういうことから、一つ、町としても、そういうことを考えております。考えてください。

去年の3月の町長の再生進路という、河北新報ありますね、あれに載っているものは、町長はこういうこと言っているんです、荒浜に。荒浜、鳥の海の観光資源をどうするかということで、観光資源はいろいろ今できているからいいと思いますけれども、荒浜地区には最先端技術を持つ企業を集積させる構想だと。こういうことを新聞に載せているんですけれども、今の状況とちょっと、最先端の技術を持った集積、ちょっとイメージ合わないんですけれども、その最先端の集積を持った企業の集積を図るといっているのはどういうことですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 将来的にやはり、今後、今トヨタ自動車は富士山の裾野のほうでスマートシティとか、その実証実験を始めるというふうになりますけれども、やはり全国的にスマートシティ、全てがオートマチック、オートメーションで、全てができるというような、そういう最先端の技術が集積というか、亘理町の中で、ああいう地域を使って、そういう技術のある企業に来ていただきながら、そのようなまちづくりをしていけたら、人々が住みやすい地域になるのではないかなと思っています。

私も、1年前ぐらいになりますでしょうか、東松島市の、仙石線の駅でいえば、野蒜とか東名の辺り、ちょっとドライブがてら見に行ったことがございますが、全然前とは違う、丘のほうに立派なまちをつくって、これはうらやましいなと半面思った記憶がございます。

亘理町の場合は、二線堤をつくって、その西側は居住地域になっておりますので、一言に同じような状況ではございませんが、やはりこういう地域でも住んでみたいかなと思えるようなまちづくりを荒浜地区、そして吉田東部地区においてもできればいいなと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かに、鳥の海周辺のいろいろな商業施設、あれについては本当に毎年いろいろなことをやって、集積できるような、それは持続できる、毎日いるならいいんだけど、定住人口に結びつくかといえば、ちょっと定住人口にはなかなか、買物客が来ても、おうちを建ててそこに住んでいる人が買物に来るのでなくて、やっぱり地元の人が買物に行って、喜べる商業施設というものが好ましいのかなと思いますし、あの空いている土地を、全部が全部きれいに整備にするという、そういう問題でなくて、あとは残れば、自然と年数がたてば、また張りついてくるかもしれないし、街路とかそういうものは整備されているんだから、あとは細々とした、入る道路とか区画整理でそういうものはやれると思いますし、そういう面で本当に、皆さんのある知恵を絞って、荒浜をちょっといい商業地にするというためにも、住居部分もより住みよい場所にするという構想を練っていただきたいと思います。

町長も、なって1期目なんですけれども、この前、3月1日に面白い記事を見つけたんですね。これは、田老の堤防のある宮古市長が、この人はドクターなんです

けれども、1997年から3年間、市長をやったんですね。そうしたら、この人の自分の考え方として、自分は3年でびたっと辞めたけれども、やっぱり首長は賞味期限つきの消耗品なんだよ、いつまでも回っていないよということを言っているんだと思いますけれども、自分も大変な思いをしたから、こういうことを言うんだと思いますけれども、そういうことをやっぱり私も、いつまでも町長でいるわけではないんだから、やっている時期にやることをやって、皆さんに還元するということがやっぱり町長の役目だと思いますので、消耗品にならないように、やっぱり期限つきなんですから、それらを踏まえた行政と実行力を発揮していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。（「（2）番」の声あり）（2）番、あったんだっけか。（「吉田東部」の声あり）吉田東部あった、こいつ忘れて駄目なんだ。すみません、まだ時間ありますね。今、ちょっと地元のことを言います。

（2）番、吉田東部地区、特に駅前周辺は空き家が散在しております。私も、今、散歩始まったもので、ぐるっとあの周辺を散歩するんですけども、空き家が多いんですね。やっぱり吉田はちょっと、亘理とか荒浜とか逢隈から遅れておって、1回出ていったら入ってこないということで、空き家が多くなっているということで、そして、それに付随して、買物の不便なところ、医療機関も不便なところで、何かにか、ぱっと集まったときに言われるんです、何とかなんねえのと。そのような話がよく出ます。

そのようなことから、全部が全部とは言いませんけれども、行政の力でできることで、何か、整備したところに何かを持ってくるとか、医者連れてきてくれるとか、そういう面で何かかんかあったら吉田東部地区をもうちょっとにぎやかとは言わないけれども、人通りがある程度のまちに駅前辺りをしたいなと思っているので、行政の力をあつたらぜひお借りしたいと思います。どうぞ、町長。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 吉田東部地区のにぎわいと申しますか、町並みの形成につきましては、平成30年5月29日、これは私が就任した翌日でしたが、吉田地区区長会の全体要望としまして、内科医と商店の誘致について要望書が提出をされております。この要望を受けたことによりまして、内科医の誘致につきましては、閉院された浜吉田駅前内科の医師確保のために、薬局の管理者を通し、宮城県医師会報ドクターバンクの掲載や関係者への相談等、現在も尽力いただいているところであり、

町といたしましても、機会を捉えて医療機関誘致の情報を発信させていただいているところでございます。

また、商店の誘致につきましては、当時、県内の小型スーパーなどに対しての声かけや、みやぎ生協に対する移動販売の依頼、さらには亘理山元商工会に対する働きかけを行いました。いずれも現状においては出店は非常に難しいという回答で、誘致には至りませんでした。

現在の状況につきましては、当時よりも人口が減少しており、条件はさらに厳しくなっていると感じておりますが、亘理山元商工会などに対し継続して働きかけているところでございます。

以上のような状況を踏まえまして、商店誘致要望の要因となった、買物が困難な高齢者に対する支援としまして、町内のスーパーや小売店のご協力をいただき、高齢者買物支援協力店制度を開始し、食料品や生活必需品の配達などを行い、暮らしを支えています。また、JA吉田支所前でライフサポートわたりによります移動販売が毎週行われていることで、これらのサービス等を引き続きご利用いただきますとともに、昨年8月からは、公共交通機関の確保と強化、高齢者の社会活動機会の拡大、さらには交通空白地域の解消などを目的としましたデマンド型乗合タクシー「わたりん号」を運行し、通院や買物を中心に大きな効果が出ておりますので、ぜひ今後ともご利用いただければと思っております。

東日本大震災から間もなく10年を迎えますが、特に浜吉田駅東周辺は空き家が散在しているとのことではありますが、移住・定住の条件としまして、働く場の確保が重要ではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大から、テレワーク、サテライトオフィス、シェアオフィスといった、地方に移住し定住する働き方が取り上げられております。

現在、悠里館にコワーキングスペースを整備しておりますが、今後は空き家をオフィス環境として整備し、都市圏からの移住を促進することで地域活性化を図ることも検討しているところであります。

また、行政の情報提供につきましては、ホームページのリニューアルやSNSを拡充させることによりまして、より一層の情報発信に取り組みたいと考えております。

そのほかにも、浜吉田駅を中心とした市街化活性化及び住環境を向上させる取組

について申し上げますと、憩いの場となる吉田東部地区の公園整備に今年度より着手しているところであり、令和3年度からは町道浜吉田駅前線の歩道未整備区間に歩道を設置し、安全な歩行空間を確保するための調査設計に着手してまいります。

以上のように、地区からの要望に対しましては、可能な限りの対応を行っているところでございますが、今後とも行政区長やまちづくり協議会、地域住民のご意見やご要望に耳を傾けながら、安心して住み続けることができる地域づくり、町並み形成に努めてまいりたいと思います。

多分、1か月ぐらい前のニュースか新聞かネットニュースで見たんですが、やはり石巻市におきましても、ちょうど場所が、門脇小学校、例の燃えた小学校で、震災遺構として一部残る、そのちょっと後ろの日和山の一番下のところみたいですがけれども、門脇、ご存じのように、あの小学校の周りでいっぱい、商店もある大きな通りがあった場所でございますが、そこが危険区域になって人が住めなくなって、スーパーもなくなったし、何もなくなった地域でございます。そうした日和山の下のほうに住んでいる方々も、どこにも買物に行けなくなっていると、大変困っているということで、そこに住民の方が新しく、大分、70代のお年寄り、高齢者の方だと思っておりますが、高齢者の方が憩える場の商店をつくるということの発想で始めたようでございます。そのように発想の転換で、様々な地域の方々、やる気のある人が、高齢者の方でも構いません。その人たちが集えるような場で、商売にもなるようなものは何かないのかと。私も近々、そういうものができたら、今そういう計画ということで進んでいるようでしたので、石巻のほうを見てこようかなと思っております。

何か高齢者の方々が、そうやって自分たちが集えて、商売にもなるようなものができないのかと、今後ともそういう事例を参考にしながら考えていきたいと思いません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 地元の方は、亘理に買いに行かないで、山元町の駅のほうに買いに行くんです。電車に乗っていくと、山元の駅前にキクチスーパーとか、スーパーがあるものだから、あっちはエレベーターもあるし、便利で歩かなくてもいい。それで、亘理に行かないで山元に買いに行く人が割と出てきたんですね。今度はデマンドタクシーなどを使って買物に行けばいいんですけども、そういう現象も起きて

いるということなので。

下のインフラは、下水道、そういうものには手をつけていただいているけれども、何せ生活基盤でなくて、食生活のほうとか、そういうものについて困っているというのが現状なので、特に何かあったらよろしくお願いたしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、午後2時10分とします。休憩。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番。高野 進議員、登壇。

〔3番 高野 進 君 登壇〕

3番（高野 進君） 3番、高野 進でございます。ちょっと話しにくいので、マスクを外します。

2つ質問をいたします。

1つ目、「割山」採石後の植栽計画についてであります。

ご存じのように割山は、行政区は祝田の西になりまして、角田へ通じる道の北側山頂近くに存在します。東日本大震災の復旧・復興のため採取された土量は約90万立方メートルになります。立米とも言いますが、90万立米になります。これは昨年、令和2年7月末の現在の数字でございます。橋本堀沿道といいますか、ほか大量に使用されておりました。予定では150万立米となっております。跡地は、森林環境を保全するため、のり面の緑化を行い、底地には植樹することになっております。これは2017年、平成29年6月、一般質問での質疑であります。

そこで、次の点を伺います。採取期間は2022年、令和4年、来年です、11月までとなっておりますが、予定どおりですか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ご質問の割山採取場につきましては、土石の採取を目的としており、宮城県と林地開発協議及び採取計画協議を行いながら土石採取をいたしておるところでございます。

計画採取土量は、議員もおっしゃいましたが、約150万立方メートルとなっております。令和3年2月末時点で約92万立方メートルを採取し、これまで切り崩してきたのり面には、その都度のり面緑化の種子吹きつけを行い、保全管理を行ってきております。

今年度で避難道路整備等の復興事業が終了することから、約58万立方メートルの土量が残る見込となっておりますが、これは県、国の災害復旧関連事業で発生した土砂を積極的に受け入れ、盛土材の有効活用を図ったことが大きな要因となっております。

今後も引き続き道路改良工事などで盛土材が必要となることから、採取期間の延長を含めた採取計画の見直しを行っていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） ということは、採取期間は、来年11月以降にもなるということですね。ちょっと、あと聞き漏らしたんですが、今までのところ、のり面に何をされてきたということになりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） のり面緑化の種子吹きつけを行ってきたところでございます。

（「種」の声あり）種です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 来年11月以降にもなるということ。地域の皆さんには話はされていきますでしょうか。地域の皆さんは、来年11月となっているわけですが。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しましては、都市建設課長よりお話をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 割山の継続利用について、地域の皆様への説明ということでございますが、こちらは昭和の代からずっと延々と土石を切り崩してまいりまして、5年ごとの更新なんです。それを数回繰り返して、今まで来ております。その都度、説明というものを行っておりませんので、今回も現状、使い方、特に変更になることもございませんので、一応、説明については今のところ考えてございません。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 説明は考えていないということですが、私から言わせれば、採掘す

るときに、あの辺、随分トラックが行き来したわけです。心配事がいっぱいありました。やはり丁寧に説明して、こういうわけだと、延長すると、そうあってほしいと私は思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ただいまの議員の意見を踏まえまして、より丁寧な方法でちょっと考えていきたいと思えます。

またこれからは、今年度この3月で終わるんですが、避難道路関係、復興予算関係が全て終了しますので、今までのような土石の採取というものはちょっとなくて、単独事業で細々と切り崩すような状況になりますので、激しいダンプの通行というものは、ちょっと今のところ考えられないと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） それと、先ほど町長、のり面に種子をまいているというか、していると言うんですが、そうすると、2つ目の質問になります。底地に杉などの植栽することになっていると。播種はしているということで。それで、三、四年かかるという、私なりには、この杉とかはね。そうすると、播種していれば、当然そこで育苗もされているわけですよね。確認ですが、いいですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 採取終了後、樹高約50センチメートルの杉を1ヘクタール当たり3,000本植樹する計画となっております。全面積、約5ヘクタールでございますので、1万5,000本の杉の生育した苗木により植樹を考えております。

先ほど申し上げましたとおり、計画採取量に達していないことから、期間の延長も考えているため、現在のところはまだ播種、育苗は行っていない状況になっております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 先ほど申し上げましたとおり、播種、育苗、植えるまで四、五年かかるわけですね。担当の農水の方いらっしゃる、今からでも準備されるように。いわゆる、採掘が終わった、それから種云々ではなくて、やはり前を見て、育苗もされて、そうあってほしいということを思います。

ちょっと1つ申し上げますが、そうすると、来年の11月以降もあると、現在申し上げますと、いわゆる放っておけば、現に、今のところね、安全面からして、実は

出入りするところ、チェーン張られていないんですよ、私が見たところ。やはりあそこは、山、同じような深さで、すり鉢状になっております。非常に危険です。せめてチェーンでも巻かれるように私はお願いしておきます。お願いしたくないんですが、するべきだと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その件に関しましては、現場担当をしています都市建設課にお答えさせたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 県道からの出入口に両側にポールを立てて、チェーンとかロープとかというものは準備はされているんですが、中に、仏壇屋さんにあの土地を貸しているという都合もありまして、仏壇屋さんに土地を借地しているものですから、そちらの出入りがありまして、そちら出入り、その会社の人たちがトラックで出たり、あと夕方役場より遅い時間に出入りしておりますので、これまでも、その鍵の開け閉めについては、遅くなる時は仏壇屋さんのほうに鍵も渡して、その辺お願いしていたんですが、今後また打合せして、鍵なりチェーンの開け閉めについて徹底するようにしていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） そのチェーンでも何でも、鍵を徹底されるように付言しておきます。

2つ目の質問に入ります。補助金の不正受給についてであります。

前も言っているわけですがけれども、障害福祉サービス費の不正受給について、昨年12月の定例会、一般質問で私はしまして、令和3年、今年2月12日に第2回債権者……ちょっと訂正してください。「債権者会議」ではなくて、「債権者集会」とちょっと訂正願います。債権者集会が開催されることになっている。こう答弁されております。債権者集会は既に済んでいるわけなんです、知らない方もいないわけではないんですが、若干前置きします。これは、株式会社ライカムが運営する障害者就労移行支援事業所、当町ではスプリント亘理センターが、配置すべき管理者を不在のまま補助金を受給したというものでございます。返還を求めているのは亘理だけではございません。仙台、名取、岩沼市、山元町、合わせて10市町と私は把握しております。

ここで質問いたしますが、債権者集会の内容を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 株式会社ライカム、株式会社スプリントの破産手続きにつきましては、令和2年7月9日に仙台地方裁判所におきまして破産手続きの開始決定がされ、破産管財人による調査が継続して行われているところでございます。

債権者集会につきましては、昨年10月に第1回が開催され、破産手続きの経緯及び現状等が報告されましたが、改めて債権調査をする必要があるということで継続調査となり、本年2月12日に第2回債権者集会が仙台地方裁判所において開催され、破産管財人から、第2回集会当日までの調査及び管財事務の結果の報告があったものでございます。

その中で、前回の債権者集会以降に、破産財団、破産手続中に、破産管財人が管理・換価処分することになる破産者の財産のことでございますが、これにつきましては増殖があった、増えたことについて説明がございました。増殖の内容については、まず名取市でサービスを提供していた美田園センターがテナントから撤去した際の敷金返還金が破産財団に属するものであることから返金されたこと、また亘理センターにおいて既に支払われていた家賃の一部が返金されたものだということがありました。

現在、破産会社代表者と破産管財人の間で返金等について協議中の案件があり、今後においても一定程度、財団の増殖、お金が増えるということですね、それが見込まれることから、引き続き調査回収業務を行う方針となり、第3回債権者集会が令和3年5月21日に開催されることになっております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3番（高野 進君） 次回の債権者集会は5月21日というご答弁をいただきました。それで、町長、こちらから要請、要望といいますか、結果等、できれば聞きたくないんですよ。というのは、その前に、分かれば聞くというか、ごんべんに聞くですから、尋ねるといいますか、そういうときに、一般質問しか今できないわけなんですけど、分かったときに何かの機会に、全員協議会とか何かで説明されるとか、そういうことはできませんですかね。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そのような内容ができるかどうか確認をさせていただきまして、後ほど議員にお答えさせていただきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 後ほどと、大体いつ頃になりますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 今定例会中にはそういう形で、どのような形でお知らせするかということを考えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 以上をもって私の質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告4番までとし、通告5番からの一般質問は3月9日行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は3月9日午前10時から継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時26分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山茂男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 木村 満

署名議員 森 義洋